

新 潟 市

中央 農業委員会だより

～中央農業委員会の所管区域～

鳥屋野地区・石山地区・山潟地区・大形地区・曾野木地区・両川地区
大江山地区・亀田地区・横越地区



かぼちゃと枝豆のジャム

【写真】レモングラス(左)と月桃(右)を手入れ中。



のうきょうびと 地域で頑張る農業人



今回ご紹介するのは、江南区嘉瀬の真保若葉さん(40)です。

真保さんはこの4月から新規就農したハーブと野菜の農家さんです。

「人と違うことがしたい!!」という思いが強いそうで、作ってほしいと言われて栽培に挑戦する作物もあるといいます。無農薬栽培だと育ちが遅く焦ることもありますが、市場からなくなる頃に出荷することになるので、お客さんに喜んでもらえるそうです。

『家族みんなが美味しく食べられるハーブを食卓へ』届けるために、日々奮闘中です。

※4ページにも真保さんから伺ったお話の掲載があります。



農地の転用には許可が必要です!

— 農地の無断転用は絶対してはいけません —

- 市街化調整区域の農地を農地以外にする（農地転用）場合は、農地法に基づく許可が必要です。

- 住宅を建てる
- 資材置場や建設残土捨て場にする
- 農業用施設を建てる
- 太陽光発電設備を設置する
- など



- 転用の許可方法は 2 種類あります。

- 農地の所有者自らがその農地を転用する場合（農地法第 4 条）
- 農地の所有者から農地を買う、または借りて転用する場合（農地法第 5 条）



※許可を受けずに転用された農地については、基本的には追認の許可はされませんので、転用を行う前に必ず許可を受けてください。

- 市街化区域内の農地の転用については許可は不要ですが、転用の届出が必要です。

相続等によって農地の権利を取得した場合には届出を…

- 農地法の許可を要せずに以下の理由で農地の権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会事務局への届出が必要です。

- 相続（遺産分割・包括遺贈を含む）
- 法人の合併・分割
- 時効 など

※権利の取得を知った時から 10 ヶ月以内に届出を行ってください。



農地の相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けられる方へ

- 特例農地（納税猶予の適用を受けている農地）を譲渡・転用・貸付け、又は耕作放棄等をした場合は、当該農地に対応する猶予税額に利子税を加え、納税しなければなりません。また、それらの面積が特例農地全体の面積の 2 割を超えた場合は、利子税を加え、猶予税額の全てを納付しなければなりません。
- 特例農地につき、特定貸付（農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業、利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）による貸付け）を行った場合は、貸付を行った日から 2 ヶ月以内に税務署長に届出書を提出することで、納税猶予が継続されます。

忘れずに!

注意

平成 21 年 12 月 14 日以前に相続税納税猶予の適用を受けている方が、特定貸付を行った場合は、「20 年間の営農継続」による免除事由が除外され、「終身農地利用」となります。



◎ 納税猶予の適用を受けている期間に、特例農地に移動等を計画している方は、事前に新潟税務署（☎：025-229-2151）に相談するようお願いします。

農業人のご紹介

眞保 若葉さん(40)



現在の経営状況

ハーブ類(レモングラスほか多品目)22a、リーフレタス類13a、ビーツ7a、加工品(ジャム、ハーブティ、ハーブソルトなど)

就農のきっかけ・日々のこと...

子どもの頃に欧州で初めて口にして、ハーブ料理に目覚めました。40a ほどですが自分でハーブを栽培しながらハーブ店を営んでいた時に、「無農薬でこんなものがあれば...」という要望に応えたいと思ったことが就農のきっかけです。自分自身も身体の不調を感じる事があったので、安心安全な農法で必要とされる野菜やハーブを栽培したいと思いました。

植物というと、太陽が必要だと思われがちですが、ハーブは半日陰くらいがちょうど良く、湿気と霜には弱いんです。基本的には露地栽培のため、野菜や花を混植してハーブが育ちやすい環境作りをします。例えば、コスモスを植えて日除けを作る。丈夫で手間もかからず、高さも自由に育てられる。(咲くと花もキレイだし、ハーブティにも使えるんで

すよ。混植することで農薬不使用でも、ある程度雑草や害虫を抑えられます。私の経験では、合わせて食べると美味しいものは、混植してもうまく育つ、よかったです。

生鮮野菜やハーブだけでなく、ジャムやハーブソルトなどの加工品も作って販売しています。ナスとシナモンなどのスパイスを使ったジャムは20年以上前から作っています。試食してもらって「ナスが苦手でも食べられる」、「ちゃんとナスの味がするね」と、人により感想が違って、面白いと思いました。フードメッセで佐伯康人さん(農福連携の第一人者)と出会ったことや行政からの声掛けをきっかけに、福祉事業者さんとも一緒に仕事をしています。ポットに種播きをして育苗したり、種採りの作業をしています。育てる楽しみや育つ喜びを感じて欲しいです。

今後のこと...

これからも「野菜の良さや美味しさを伝えていきたい」です。ジャムなど加工することで食べやすくなり野菜嫌いの子どもたちが美味しく食べてくれること、食わず嫌いな人には調理法を披露して「美味しい」と食べてもらえることがすごく嬉しいです。

また、両川産の越後姫(井戸水で栽培、甘くて味が良い)を現在の生産者から継承すべく、仲間と共に勉強中です。



「農業男子と採れたて野菜でクッキング!」 ～農家ならではの野菜たっぷり豊かな食を楽しもう～

結婚を希望する女性および農家男性を対象として、豊かな食の体験と出会いの場を提供する催しです。横越の農産物を一緒に収穫して料理を作り、親睦を深めませんか？

- 日時** 平成 29 年 10 月 21 日 (土)
午前 9 時～午後 3 時
- 場所** 横越農村環境改善センター
大研修室および調理実習室
(新潟市江南区沢海 3-1-30)
- 対象** 未婚の市内農家男性 20 名
(応募多数の場合は抽選)
※女性参加者は、市報等で別途募集します。
- 内容** 野菜や果実の収穫体験と料理

- 参加費** 2,000 円
- 募集締切** 10 月 13 日 (金)
- 申込みお問合せ** 江南区産業振興課
☎ : 025-382-4816
メール : sangyo.k@city.niigata.lg.jp
(氏名・年令・住所・電話番号を記載)

ご近所の方にも
お声掛けください!



- 共催** 江南区産業振興課
新潟みらい農業協同組合
新潟市農業協同組合
中央農業委員会